

上下水道局告示第 15 号

北見市公共下水道事業受益者負担等に関する条例第 4 条第 2 項により、負担区等を決定したので公告する。

令和 3 年 7 月 6 日

北見市公営企業管理者 大江



記

1 負担区の名称及び区域 (区域変更)

(1) 公共下水道第 9 負担区

上ところ、北上、広郷の各一部 46.7ha

(広郷の一部 0.1ha 拡大)